

接続約款変更認可申請書

西相制第 121 号 平成 22 年 | 月 13 日

総務大臣 原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸っ



登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、平成22年4月1日から実施します。

旧

料金表

第1表 接続料金 第1 網使用料

1 (略)

2 料金額

2-13 ルーティング伝送機能

	区分	単位	料金額	備考
(1) 机油索里				NHI 7그
(1) 一般収容局	第5条(標準的な接続箇所)第1	一般収容局ル	<u>2, 480, 185円</u>	
ルータ接続ル	項の表中第8欄のうち一般収容局	ータにおける		
ーティング伝	ルータで接続し、IP通信網(専	1IP通信網		
送機能	らIP電話の提供の用に供するも	収容装置ごと		
	のを除きます。)を利用した交換	に月額		
	及び伝送を行う機能(SIPサー			
	バと連携して提供するセッション			
	制御の機能を除き、LANインタ			
	フェースにより1Gbit/s の符号			
	伝送が可能なものに限ります。)			
(2) 一般中継局	第5条(標準的な接続箇所)第1	1ポートごと	5, 250, 000円	
ルータ接続ル	項の表中第7-2欄で接続し、I	に月額		
ーティング伝	P通信網(専らIP電話の提供の			
送機能	用に供するものを除きます。)を			
	利用した交換及び伝送を行う機能			
	(LANインタフェースにより10			
	Gbit/s の符号伝送が可能なもの			
	に限ります。)			
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接	IGSを経由して、IP通信網を	1通信ごとに	0. 98349 円	
続ルーティン	利用した交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.027421円	
グ伝送機能				

第1表 接続料金

料金表

第1網使用料

1 (略)

2 料金額

2-13 ルーティング伝送機能

	, 1 -) Lac 13/11			
	区 分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局	第5条(標準的な接続箇所)第1	一般収容局ル	2, 452, 674円	
ルータ接続ル	項の表中第8欄のうち一般収容局	ータにおける		
ーティング伝	ルータで接続し、IP通信網(専	1 I P通信網		
送機能	らIP電話の提供の用に供するも	収容装置ごと		
	のを除きます。)を利用した交換	に月額		
	及び伝送を行う機能(SIPサー			
	バと連携して提供するセッション			
	制御の機能を除き、LANインタ			
	フェースにより1Gbit/s の符号			
	伝送が可能なものに限ります。)			
(2) 一般中継局	第5条(標準的な接続箇所)第1	1ポートごと	5, 347, 588円	
ルータ接続ル	項の表中第7-2欄で接続し、Ⅰ	に月額		
ーティング伝	P通信網(専らIP電話の提供の			
送機能	用に供するものを除きます。)を			
	利用した交換及び伝送を行う機能			
	(LANインタフェースにより10			
	Gbit/s の符号伝送が可能なもの			
	に限ります。)			
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接	IGSを経由して、IP通信網を	1通信ごとに	1.0034円	
続ルーティン	利用した交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.027076円	
グ伝送機能				

<u>附 則</u>

この改正規定は、認可を受けた後、平成22年4月1日から実施します。